

【概要版】

伝統と創造の協働を目指して

台東区協働指針



平成26年3月

台東区

1. なぜ協働が必要か

協働の必要性

社会背景

市民活動が高まる中で、多様化、複雑化する地域課題や、特に行政だけでは対応できない分野においては、行政と多様な主体が力を合わせた取組みが、改めて求められています。

協働による地域の支え合い

協働により、下町特有の「困ったときのご近所さん」「ほっとけない」といった地域の支え合いを強くすることが必要になっています。

地域活動の活力を育む

協働により、地域の課題に自主的・主体的に取り組む地域活動の活力を育むことが可能になります。

多様化する区民ニーズへのきめ細かい対応

協働により、区民ニーズに沿った質の高いサービスの提供や地域課題の解決に向けて、効果的に対応することができます。

台東区における協働の現状と課題

- ・平成16年3月「NPO・ボランティア等との協働に関する指針」策定

➡ 指針に基づき、協働推進に向けた様々な取組みを実施

- ・アンケートからみる協働の現状と課題（H24 区民・区職員対象）

現 状

区内の活動団体は、地域活動や社会貢献活動に対して、今後もさらに活動を広げていきたいという意欲がある。

課 題

協働をより一層推進するためには、協働に対する理解を深め、協働による効果を具体的に示し、地域に関わる多くの人の参加を促すことが重要

協働への期待

多様な力を活かし合う機会の創出

協働は、町会組織の基盤の強さや、ものづくりを中心とした事業者の集積、個性豊かな商店会など、台東区の様々な強みを活かす機会につながります。

世代を超えた協働 ～若い力と老練な知見のコラボレーション～

世代を超えた協働は、若い力と経験豊かな知見が結ばれ、伝統や文化を継承する機会になるとともに、新たな担い手や創造的な活動が期待できます。

人と人がつながる ～新しい人を受け入れるきっかけづくり～

協働は、新しい地域の担い手を生み、これまで接点のなかった人と人とを結びつけ、本区の地域力をさらに向上させることにつながります。

地域と地域の連携の橋渡し

協働により地域と地域が連携することで、高齢化や防災対策など、各地域共通の課題を乗り越えることにつながります。

新たな創造の可能性

協働により地域力の向上と地域の輪が広がることで、未来に向けた新たな創造の可能性が生まれることが期待できます。



II. 台東区が目指す協働

伝統を尊重しながら新たなまち

台東区の協働は、下町の心意気と団結を象徴する“お神輿”
一つのお神輿をバランスよく担ぎ進むように、共に知恵と力を出し合い、

台東区の特・性を・魅力・を

台東区の協働は、下町的生活文化を基本に据え、本区の多彩な地域の魅力を十分に活用し

人情が紡ぐご縁

産業・観光

伝統工芸、イベント
など

次の担ぎ手に繋げるために
(社会的目的の実現に向けて)

歴史・伝統

お祭りなど

おもてなし

力を合わせて前進！
(協力して取り組むこと)

大人も子どもも
みんなと一緒に
(多様な主体が)

下町的生活文化

江戸時代からの歴史と伝統、
優れた技術や進取の気性、下町気質など

協働推進制度の整備

台東区の特・性を・魅力・を広げる

台東区 協働を支える 3

の創造にチャレンジする協働

のように、世代や立場を超えた多様な人々が担ぎ手となり、
伝統を尊重しながら新たなまちの創造にチャレンジする協働を目指します。

活かす

ながら推進していくことが極めて重要です。

文化・芸術

美術館、博物館、
芸能など

人・組織・団体

区民、町会、NPO
など

初めての人もベテランも
(相互の立場や特性を認め合い)

ほっとけない

中間支援組織の設立

台東区の協働を支える 3つの仕組み

協働推進制度の整備

協働に取り組むためには、
協働に関する制度と体制の
整備が最も重要です。

台東区特性、 魅力を広げる

本区の魅力を生きた情報として
整理し、協働の過程で結びつけ
活用すること、そして広く発信
できる環境を整えること
が重要です。

中間支援組織の 設立(確立)

～協働のコーディネート～
協働相手や事業などに関する相
談や協働のコーディネート等を
担う中間支援組織を設立(確
立)することが重要です。

つの仕組み

Ⅲ. 協働における基本的な考え方

■ 協働の定義

多様な主体が相互の立場や特性を認め合い、
共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて協力して取り組むこと

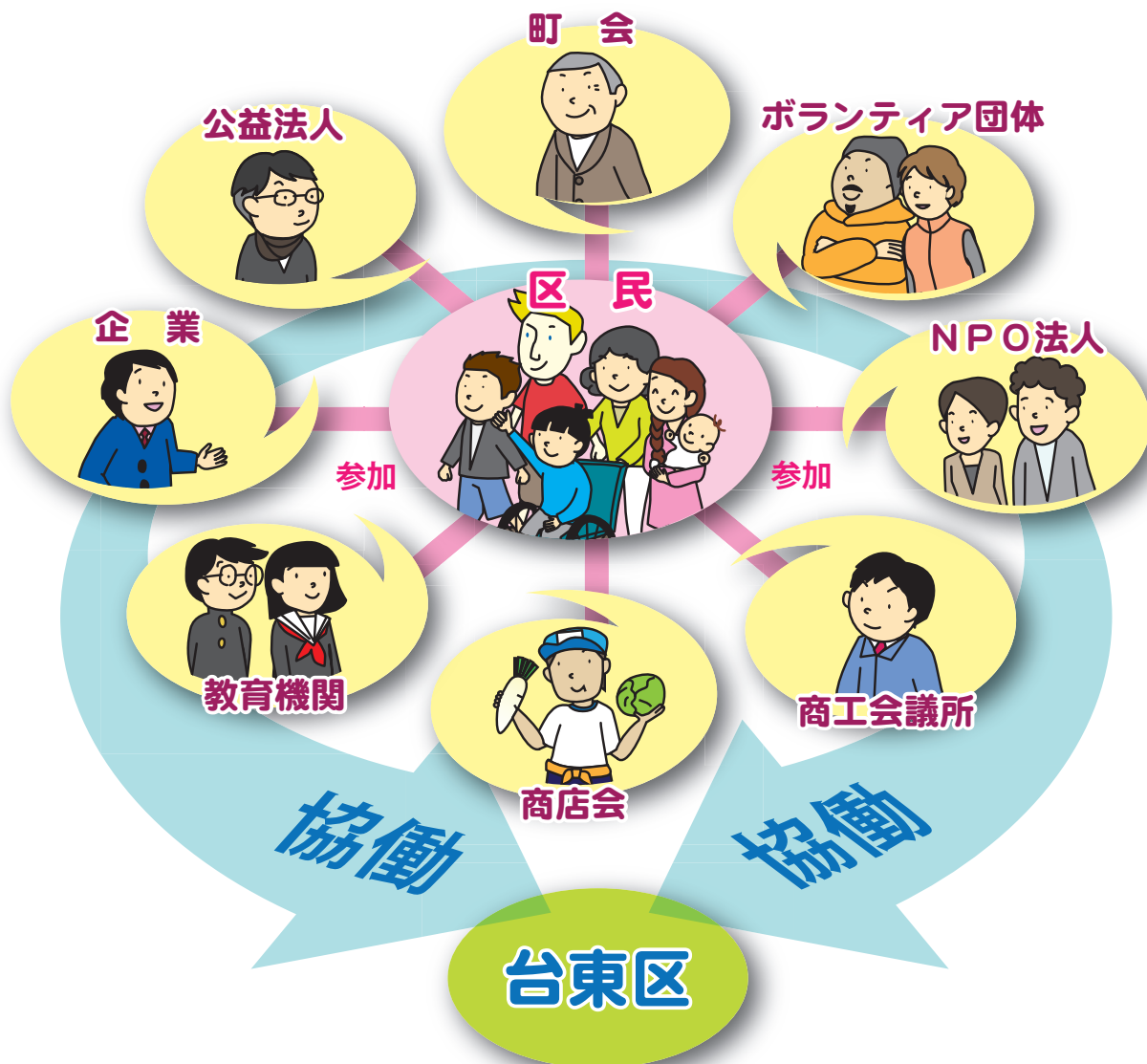
■ 協働のパートナー

① 区民（区内在住・在勤・在学）

- ② 活動団体
- ・ 町会などの地縁団体
 - ・ NPO法人（NGOなど）
 - ・ 任意団体（ボランティア団体、実行委員会・協議会等）
 - ・ 公益法人（財団・社団・社会福祉法人等）
 - ・ 教育機関等の公益活動を行う団体（大学、学校法人等） など

③ 事業者（企業、商店会、商工会議所等）

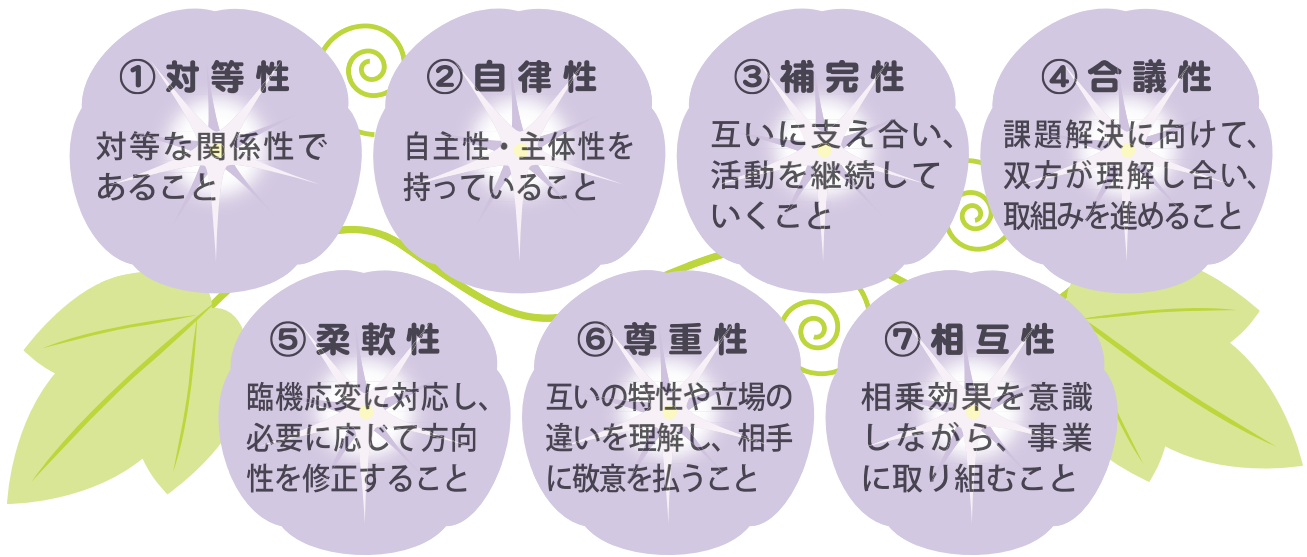
※宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動や、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う団体は除きます。（NPO法より）



協働の原則

協働においては、区と協働のパートナーそれぞれが、協働の原則を理解し、確認しながら事業を進めていくことが必要です。

(1) 活動組織に関する原則



(2) 事業内容に関する原則



Ⅲ. 協働における基本的な考え方

■ 協働を進める上での基本事項

(1) 協働になじむ事業

協働になじむ事業とは、協働のパートナーとなる各主体の特性を十分に活かすことができる事業です。その特性を事業に取り入れることで、より効果的・効率的な区民サービスの向上につながります。

協働になじむ事業の例

- ①地域全体の合意に基づいて展開できる事業（環境保全など）
- ②専門的な分野の強みを活かした事業（文化、芸術など）
- ③当時者性を尊重したきめ細かい対応が必要な事業（子ども・子育て支援など）
- ④地域の主体的な取組みを活かすことができる事業（防災・防犯など）
- ⑤社会貢献に対する意欲を地域の活動の活性化につなぐことができる事業（環境美化など）
- ⑥台東区の歴史・伝統・文化を継承・発展させる事業（地域の伝統行事など）

(2) 協働のパートナー選び

協働のパートナーを選ぶ際には、「協働の原則」を基本としつつ、協働事業の内容を念頭に置きながら、下記の3つの視点を持つことが大切です。

協働のパートナー選びの視点

- ①地域への愛着があるか
- ②自立（自律）することが見込まれる組織であるか
- ③新しい活動の芽吹く可能性が期待できるか

(3) 協働の形態

事業の目的や内容によって、どのような形態で進めることが、お互いの特性を活かし、より大きな成果をもたらすのかを検討し、最も適した形態で取り組むことが重要です。

協働の形態

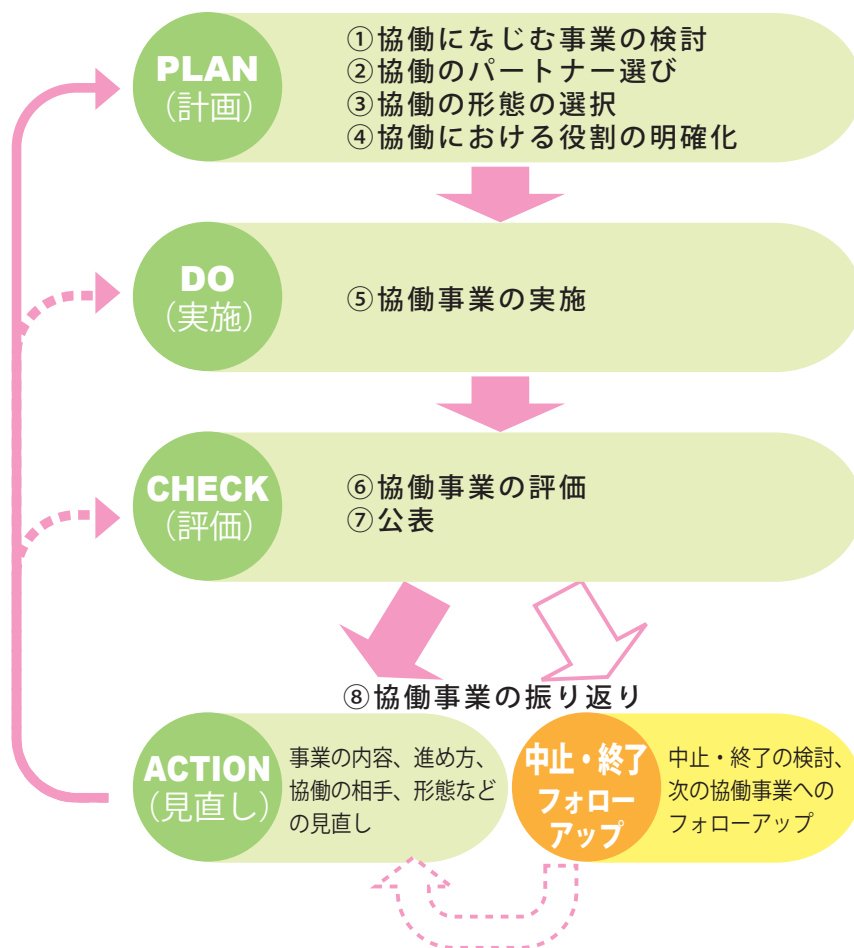
- ①**実行委員会・協議会**
地域に関わる様々な団体が組織をつくり、主催者となって企画・実施・評価を担い、事業を行う。
- ②**共催**
お互いの役割分担と責任の所在を明確にした上で、共に主催者となり事業を行う。
- ③**提案事業**
新たなニーズに対する取組みや、課題解決の方法などの事業を提案する。

①～③の協働事業を実施する際に区との経費負担の関係で、委託、補助、負担金などがありますが、いずれも協働の考え方を基本にしています。また、協働とは別に、会場確保や広報、後援などによる支援方法があります。

(4) 協働における役割

区民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に愛着と誇りと関心を持って積極的に公益活動に協力し、具体的なアイデアや事業を提案し、さらには自ら参加するよう努めることが望めます。
活動団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの使命と責任において、団体の特性を十分に活かした公益活動を推進し民主的で開かれた組織運営に努めることが望めます。 ・団体の活動目的・内容を広く区民に理解されるよう努め、地域社会の一員として積極的に公益活動に努めることが望めます。 ・協働の事業において、団体の特性・専門性を積極的に活かすことが望めます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者としての社会的責任と、地域社会の一員であることを認識し、公共的課題の解決や幅の広い社会貢献活動に取り組むことが望めます。 ・事業者が持つ専門性や各種資源を積極的に提供し、地域での公益活動の支援に努めることが望めます。
区の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的、公益的な地域活動を行う様々な活動団体の自主性、自立性を尊重し必要な支援及び環境整備に努めます。 ・効果的かつ効率的な施策を展開していくため、多様な活動団体との協働を積極的に推進します。

(5) 協働事業の実施プロセス



IV. 協働の実現に向けて

協働の実現に向けて、以下のような新たな取り組みが必要です。

■ 庁内の取り組み

協働推進体制の整備

協働に関する職員研修の充実	職員の協働に対する理解促進・定着のため、講演会等の開催や職層研修を広げるなど、協働意識の醸成に向けた職員研修の充実を図ります。
庁内体制の整備	協働事業の実務者間で協働の取り組み状況や情報交換等を行うことができる仕組みなど、全庁的に協働事業を推進する体制の整備に取り組んでいきます。

協働推進のための制度の整備

協働事業提案制度の整備	協働の主体自らが事業を提案することができる協働事業提案制度を整備します。
協働ガイドラインの作成	協働事業を進める上での留意点や、協働の形態、協働のパートナーの選択、実施のプロセスなど、協働の手引書となるガイドラインを作成します。
協働協定書の整備	事業の目的や役割分担、実施方法、責任の所在、事業費用の配分などを書面に記した協働協定書の整備に努めます。
協働事業を支える財政基盤の検討	公的財源に加え協働事業の趣旨に賛同する個人・団体・事業者などからの寄付による協働基金の設立等を検討します。

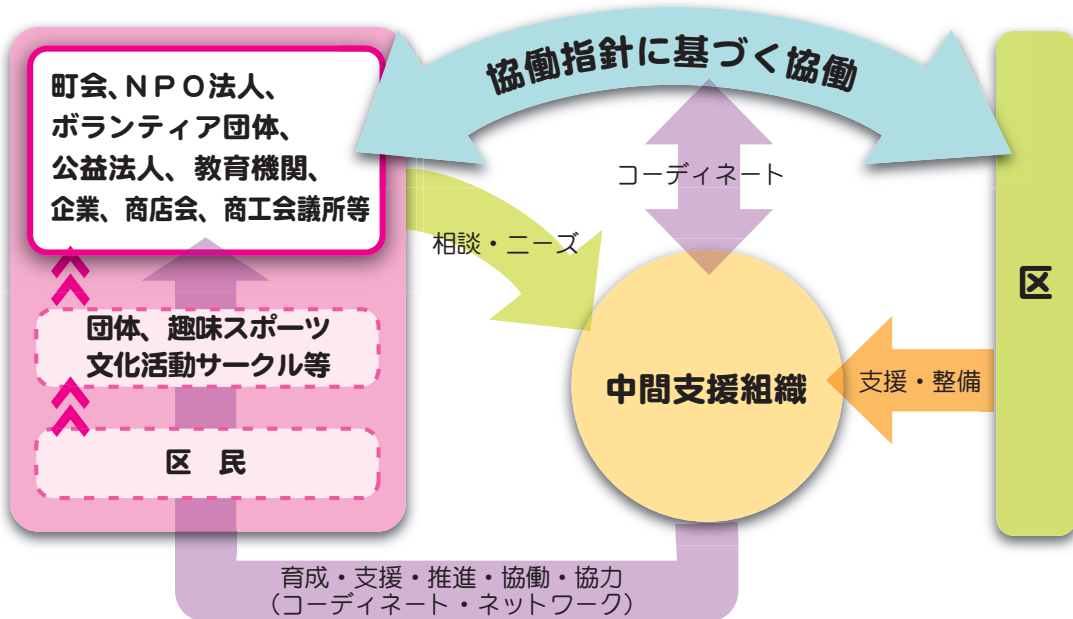
地域への働きかけ

協働指針、協働事業の普及啓発	協働事例集等を作成し、区民や活動団体等に広く周知します。また区民や活動団体向けに講座等を実施し、協働に関する啓発を行います。
活動団体の情報収集・発信	活動団体の団体情報や活動内容を収集し、広く区民や活動団体に発信していきます。
地域で活動する機会や場の提供	これから地域で活動しようという意欲をもった人が、自主的に活動に参加できるような機会や、団体が活動を広げる場の提供を検討します。

中間支援組織の整備



(中間支援組織のイメージ)



【概要版】
台東区協働指針

伝統と創造の協働を目指して

平成26年3月発行（平成25年度登録第69号）

発行：台東区
編集：台東区区民部区民課
電話：03-5246-1111（代表）

